

横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金交付要綱

制 定 平成 8 年 4 月 24 日 教私第 19 号（助役決裁）
最近改正 令和 4 年 6 月 3 日 こ保運第 278 号（局長決裁）

（目 的）

- 第 1 条 この要綱は、幼稚園類似幼児施設に在園する障害児の教育に要する経費の一部を補助することにより、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
- 2 補助金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱における「幼稚園類似幼児施設」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める幼稚園に類似する幼児施設で、別表 1 に定める基準に該当し、かつ、昭和 50 年 10 月 8 日現在横浜市内にある施設をいう。
- 3 この要綱における「障害児」とは、市が定める基準日において満年齢が 3 歳以上の幼児で、横浜市内に居住し、かつ横浜市内の私立幼稚園に在園し、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月法律第 283 号）第 15 条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けているもの
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けているもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月法律第 123 号）第 45 条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けているもの
 - (4) 障害の状況が別表 2 の 1 から 7 までに該当するもの

（補助金の交付の対象）

- 第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第 2 項に規定する幼稚園類似幼児施設の設置者とする。

（補助対象経費）

- 第 4 条 補助の対象となる経費は、幼稚園類似幼児施設が特別支援教育を行うために必要な経費とする。

（交付の申請）

- 第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金交付申請書（第

1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 障害児在園児名簿(第3号様式)

(3) 保育状況調査票(第4号様式)

(4) 障害児が第2条第3項に該当することを証明する書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載を省略させることのできる事項は次のとおりとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、その他補助事業等の遂行に関する計画

(2) 交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎

5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への添付を省略させることのできる書類は次のとおりとする。

(1) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(2) 補助事業等に係る収支予算書及びこれに代わる書類

(3) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、幼稚園類似幼児施設ごとに、障害児1人当たりの予算額に障害児の数を乗じて得た額又は事業計画書における経費の合計額のいずれか低い額とする。

2 算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てにより調整するものとする。

(変更届)

第7条 補助金規則第7条第1項の規定による事業内容等の変更及び補助金規則第7条第2項の規定による事業内容等を中止しようとする場合に提出する書類は、事業計画変更(中止)届(第5号様式)とする。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金不交付決定通知書(第6号様式)により行なうものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は横浜市類似幼児施設特別支援教育費補助金交付決定通知書(第7号様式)及び交付決定明細書(第8号様式)により行うものとする。

3 市長は、交付の決定にあたり、専門的な見地での意見・助言を求める場合に、横浜市私立幼稚園等特別支援教育費補助金保育状況検討会に意見を聞くことができる。

4 前項の意見聴取については、別に定める要綱による。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、こども青少年局長が定める日までに、横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金実績報告書(第9号様式)、実績明細(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第2号及び第3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。

3 補助金規則第14条第5項第3号により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者は第2条第2項に規定する設置者とする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(補助金交付時期の例外)

第12条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、設置者の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

2 設置者は、前項の規定により交付を受けた補助金について、事業完了後に残額が生じたときには、速やかに補助金精算報告書を添えて精算残額を返還しなければならない。

(補助金交付の請求)

第13条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金請求書(第12号様式)により行わなければならない。

(入札及び見積書の徴収の例外)

第14条 補助金規則第24条ただし書に規定する場合は、次に掲げるときとする。

市内事業者による入札等を行わない場合

(1) 幼稚園で使用する教材・教具、遊具、園児用の机・椅子等

(2) 演劇、人形劇、ふれあい動物園、講演会、研修会等

(3) 障害児の介助等

(4) 同様な事業を行う市内事業者が補助金規則の指定数に満たない場合

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第13号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金に関する調査)

第16条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(その他の届出事項)

第18条 補助金の交付を受けた者は、幼稚園類似幼児施設の所在地、設置者、施設名に変更を生じた場合には、速やかに、文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年6月15日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年3月31日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 24 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 6 月 3 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 6 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和 2 年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 22 日から施行し、改正後の第 12 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

幼稚園類似幼児施設の基準

項 目	基 準
施設の設置目的	学校教育法による幼稚園教育の目的を行う施設であること。
公開性の原則	入園児について、企業内雇用者又は団地住民の子弟のみを対象とするなど、一部特定の園児に制限することのない施設であること。
園則	<p>少なくとも、次の項目を記載した園則（規則等）を設けている施設であること。</p> <p>(1) 保育年限、学年、学期及び保育を行わない日に関する事項</p> <p>(2) 保育目標、保育内容及び保育時間に関する事項</p> <p>(3) 収容定員及び職員組織に関する事項</p> <p>(4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項</p> <p>(5) 保育料、入園料その他費用徴収に関する事項</p>
保育目標及び保育内容	幼稚園教育要領に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域を保育目標及び保育の内容としている施設であること。
保育対象	満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児を教育の対象としている施設であること。
1学級の幼児数	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。
学級の編成	学級は、学年の始めの日の前日において、同じ年齢である幼児で編成することを原則とする。
教員	施設の長のほか、各学級ごとに少なくとも教諭1人をおかなければならない。ただし、当分の間、施設の長以外の指導のもとに、幼児教育に従事する職員をもって他の教員に代えることができる。
保育週数	毎学年の保育週数は、特別の事情のある場合を除き、おおむね39週を下ってはならないこと。（保育日数は、おおむね220日を確保すること。）
保育時間	保育時間は、1日4時間を標準とするものであること。
施設及び設備等	<p>(1) 施設及び設備に関し、少なくとも次に掲げるものを備えている施設であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 保育室</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 便所</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備</p> <p>(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。</p> <p>(3) 園地、園舎及び運動場は、幼稚園設置基準を、著しく下回らないこと。</p> <p>(4) その他、指導上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p>

障害の基本的状況

番号	障害の基本的状況	具体的基準
1	視機能に障害があり、環境への適応が困難なこともあるため、視力以外の感覚を生かした保育を必要とするなど、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	矯正しても、声かけ、手を引くなど聴覚触覚等視覚以外の感覚による個別指導を要する。
2	聴機能に障害があり、通常の話し声などを十分に聞き取ることが困難で、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	(1) 矯正しても、園児全体に対する話しかけでは理解できず、大声で、あるいは身振り、手振りを交えた個別指導を要する。 (2) 聴機能障害のため、言語の理解、表現の遅れがあり、遊びまたは保育内容を理解できず、常に個別指導を要する。
3	精神の発達に遅滞があり、社会的適応に欠けることがあり、身辺処理など生活に必要な知識や習慣を養うため、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	(1) 食事、排泄、衣服の着脱等の基本的習慣が身につけておらず、常に介助を必要とする。 (2) 言語の理解、表現の遅れのため、遊びまたは保育内容を理解できず、常に個別指導を要する。
4	肢体の機能に障害があり、日常生活動作などに困難を伴うこともあり、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	移動(遠足等の園外保育、階段の昇降等)、身辺の処理等の日常生活が困難で、保育上特別な配慮や介助を必要とする。
5	病弱や虚弱で、医療または生活規制を必要とすることもあり、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	園生活の中で、なんらかの行動制限を設け、絶えず注意を払う必要があり、かつ明確な病気がある。
6	ことばに障害があり、通常の会話に困難を伴うこともあり、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	言語の理解、表現の遅れのため、遊びまたは保育内容を理解できず、常に個別指導を要する。
7	情緒の発達に遅滞があり、集団生活に十分な適応ができず、保育上特別な配慮や介助を必要とする。	(1) 遊び、保育参加に励ましなどの個別的指導を要する。 (2) 保育中、多動、破壊、自傷、恐慌等の傾向が頻繁にある。

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

年度幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
交 付 申 請 書

横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金交付要綱を遵守します。

1 申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 障害児在園児名簿(第3号様式)
- (3) 保育状況調査票(第4号様式)

年度幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
障害児在園児名簿兼交付決定明細書

園名

園で記入してください				横浜市 記入欄
番号	現在 満年齢	(フリガナ)	在 住 所	※摘要
	生年月日	園児氏名	(横浜市在住者)	
1	歳児		区	
2	歳児		区	
3	歳児		区	
4	歳児		区	
5	歳児		区	
6	歳児		区	
7	歳児		区	
8	歳児		区	
9	歳児		区	
10	歳児		区	

(注意) ※印の摘要欄は横浜市で記入しますので、園では記入しないでください。

保育状況調査票

記入欄市	
------	--

※保護者の同意を得たうえで、すべての欄を必ずご記入ください。

園名				申請状況				通保育 園頻時間	日程度		
									時間程度		
園児名(上段フリガナ)				生年月日				測定日			
				現在の満年齢 歳				身長 cm			
				現在の満年齢 歳				体重 kg			
病名(診断名)または判定内容											
通院・通所している機関等の名称				(に 回程度利用)							
障害状況 (複数記入可)								基本的状況を別表から 選び、1～7までの番 号で記入		県への申請	
										就学猶予 免除	
各種 の有無 手帳	①				②						
	発行機関				①				②		
	発行日										
	内容 診断・判定名 など										
特記事項											

I 発達の状況と個別指導の配慮程度

1 基本的な生活習慣と配慮の状況について

項目	発達の状況	個別指導の配慮程度
食事		
排泄		
衣服		
特記事項 経過		

2 身体機能と配慮の状況について

項目	発達の状況	個別指導の配慮程度
視力		
聴力		
歩行		
手の機能		
まひ		
特記達事経項過		

3 言語活動の機能と配慮の状況

項目	発達の状況	個別指導の配慮程度
理解		
表現		
特記達事経項過		

4 対人関係・社会性と配慮の状況について

項目	発達の状況	個別指導の配慮程度
遊び		
保育参加		
特記達事経項過		

5 身体的健康と配慮の状況について

項目	発達の状況	個別指導の配慮程度
ひきつけ		
内臓疾患		
特記達事経項過	※てんかんの場合、発作の頻度 年に 回程度	

項目	問題行動	有無	専門機関による相談・指導内容
多動傾向	むやみに走ったり、とびはねたりの多動		
破壊行動	すぐかっとなり、自他の物を故意に損壊する		
常同行動	長時間、機械的に同じ行動を繰り返す		
自傷行為	自分の体を故意にいためたりする		
異常な習癖	集団生活の中で自他に困るくせ		
とじこもり傾向	自分の世界に閉じこもり、人との接触や関心がうすい		
恐慌傾向	かっとなるとわからなくなり、泣き叫んだりして手におえない		

記入年月日

記入者氏名

(届出先)
横浜市 長

設置者(法人)所在地 _____
設置者(法人)名 _____
代表者職氏名 _____

園 名 _____

年度横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
事業計画変更(中止)届

横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金の対象事業を変更(中止)したいので、次のとおり申請します。

区 分	内容及び明細	経 費
(変更前) 当初申請した事業		
(変更後) 変更する事業 (中止とする場合は「中止」と記入してください)		
変更(中止)の理由		

様

横浜市 長

年度 横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
不 交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金については、不交付決定しましたので通知します。

[不交付の理由]

様

横浜市 長

年度 横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金

交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金については、横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

¥ _____ .-

2 支払時期

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱の定めに従ってください。

横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

年度横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金

実 績 報 告 書

年 月 日に、 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金執行額 _____ 円

3 差 引 残 高 _____ 円

4 添 付 書 類 実績明細(第10号様式)

幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助

園名

内容および明細	経費	摘 要				
		取扱業者名	業者所在地 (市町村名のみ記入)	納品年月日 (工事完了等)	請求 年月日	領収書 年月日
合 計	¥ -					

(注意)補助金規則第24条に基づき入札及び見積書徴収等の方法などについて、別紙「市内業者優先及び見積書等について」の条件にしたがってください。

様

横浜市 長

年度 横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
確 定 通 知 書

先に実績報告書の提出がありました横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 補助金額額定額

¥ _____ .-

㊟

年度横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金

請 求 書

¥ _____ .-

年度横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金として、上記のとおり
請求します。

年 月 日

横 浜 市 長

設置者(法人)所在地 _____

設置者(法人)名 _____

代表者職氏名 _____

園 名 _____

㊟

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

本件振込については、上記名義人あて振込願います。

設置者(法人)名 _____

代表者職氏名 _____

㊟

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横浜市 長

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

園 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に交付を受けた横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金交付要綱第11条に基づく補助金の確定額

円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金返還相当額)

円

- 3 添付書類

(1) 積算内訳報告書

(2) 課税期間内の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額名等の計算表(写)

積算内訳報告書

- 1 園名
- 2 代表者職氏名
- 3 園の所在地
- 4 補助事業名 幼稚園類似幼児施設特別支援教育費補助金
- 5 補助金確定額 円
- 6 概要

(1) 仕入税額控除の有無 (いずれかに○)

有 無

(2) 仕入控除がある場合

ア 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入	課税売上			非課税仕入	合計
			課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通売上 対応分		
経費の内訳							
	計						

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

(3) 仕入控除がない場合 (該当するものにチェック)

- 免税業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税をすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 個別対応方式において、補助金に係る消費税をすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- 補助金の使途がすべて非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額がない。
- その他